

市第 135 号議案 神奈川区新子安一丁目所在土地と同所在市有土地との交換

1 趣旨

神奈川区新子安一丁目の民有地（以下、子安小学校という。）と同所在市有土地（以下、旧子安小学校の一部という。）との財産を交換します。

なお、土地交換にあたって土地所有者である三菱地所レジデンス株式会社（以下、M社という。）に交換差金（25 億 6,581 万 7,393 円）を支払います。

2 これまでの経緯

平成 24 年 2 月 M社と子安小学校の土地交換協議を開始

平成 27 年 3 月 覚書を締結（旧子安小学校の一部と市有地での土地交換を前提）

平成 27 年 4 月 子安小学校での土地一時使用賃貸借契約を締結（平成 30 年 2 月更新）

平成 30 年 9 月 M社と子安小学校と旧子安小学校の一部との土地交換で協議が整う

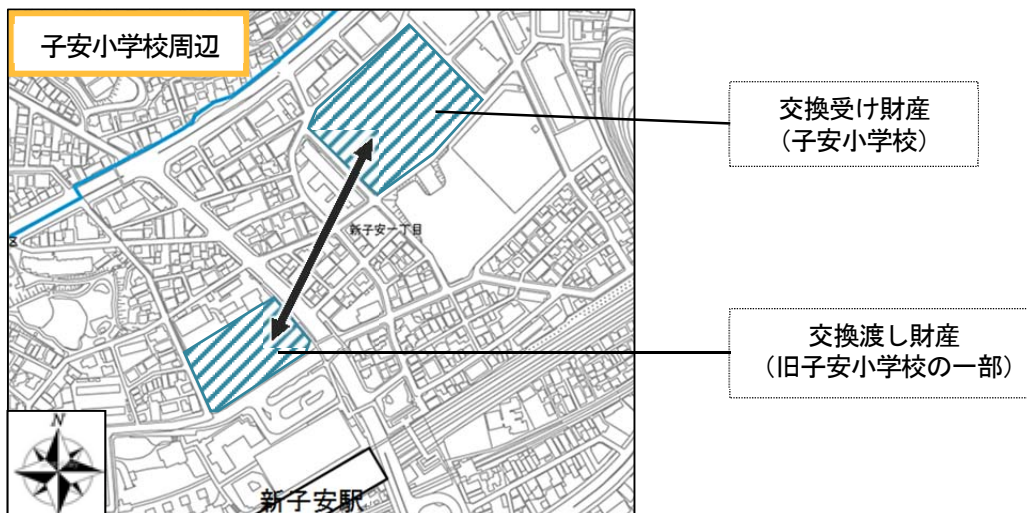
平成 30 年 12 月 平成 30 年市会第 4 回定例会において現年度補正予算議決

M社と土地交換仮契約を締結

3 交換土地

	所 在	地 積	評 価 額
交換受け財産	神奈川区新子安一丁目 36 番 1	15,286.39 m <sup>2</sup>	6,018,251,743 円
交換渡し財産	神奈川区新子安一丁目 24 番 3 及び 24 番 4	7,424.59 m <sup>2</sup>	3,452,434,350 円
交換差金（受け財産－渡し財産）			2,565,817,393 円

【参考】位置関係



4 今後のスケジュール

平成 31 年 2 月 議決により、土地交換仮契約が本契約として発効

平成 31 年 3 月 土地交換による所有権移転

土地一時使用賃貸借契約の締結（旧子安小学校の一部）

《借地期間：平成 31 年 4 月～32 年 3 月》

平成 32 年 3 月 解体工事完了（土壌汚染、アスベスト対策を含む）、引渡し